

令和6年度加古川市肝炎ウイルス検診個別勧奨事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市が実施する肝炎ウイルス検診において、一定の年齢の者に無料クーポン券（以下、「クーポン券」という。）等を送付して受診を勧奨することで、検診の重要性の認識と受診の動機付けを醸成、向上させ、自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識させるとともに、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関で受診することにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減又は進行の遅延を図ることを目的とする。

(クーポン券発行対象者)

第2条 クーポン券発行対象者は加古川市住民基本台帳に記録のある者のうち、別表に該当するものとする。

(検診台帳の整備)

第3条 前条に規定するクーポン券発行対象者を適正に管理するため、令和6年4月20日を基準日として検診台帳を作成する。

2 検診台帳には、クーポン券発行対象者の氏名、年齢、住所、クーポン券の受診券番号及び肝炎ウイルス検診受診の有無等（以下「記載事項」という。）を記載する。

3 第1項に規定する基準日から令和7年2月28日までの間に、新たに加古川市住民基本台帳に記録された者で、別表に該当するもののうち、当該年度に肝炎ウイルス検診を受診しておらず検診の受診を希望するものについて、適当と認めた場合にはクーポン券発行対象者として検診台帳に記載事項を追記する。

(クーポン券の発行)

第4条 前条の検診台帳に記載のある者に対し、クーポン券を発行する。ただし、前条第3項に該当する者については、本人からの申し出を受けてクーポン券を発行する。

(検診受診対象者)

第5条 クーポン券を利用して肝炎ウイルス検診を受診することができる対象者は、前条の規定に基づきクーポン券の発行を受けた者のうち、加古川市が肝炎ウイルス検診を委託する実施機関（以下「検診実施機関」という。）で検診を受診する日において、加古川市住民基本台帳に記録のあるもの（以下「検診受診対象者」という。）とする。

(クーポン券の有効期限)

第6条 クーポン券の有効期限は、令和7年2月28日とする。ただし、検診実施機関の都合により受診できなかった者については、有効期限までに申し込みをした旨の確認が取れた場合に限り、3月中の利用を認めるものとする。

(個人負担金)

第7条 第5条に規定する検診受診対象者が肝炎ウイルス検診を受診するために必要な個人負担金は、令和6年度加古川市健康診査等実施要領に定める。

2 検診実施機関は、検診受診対象者が検診実施機関においてクーポン券を利用して肝炎ウイルス検診を受診した場合、肝炎ウイルス検診にかかる個人負担金については検診受診対象者に請求しないものとする。

(請求及び支払い)

第8条 検診実施機関は、前条の個人負担金相当額について、クーポン券を添えて市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に、当該検診実施機関に対し個人負担金相当額を支払う。

(償還払い)

第9条 検診受診対象者が、検診実施機関においてクーポン券を利用せず、個人負担金を支払って肝炎ウイルス検診を受診した場合であって、償還払いを希望するときは、加古川市肝炎ウイルス検診費支給請求書(様式第1号、以下「支給請求書」という。)に領収額、受診日及び検診の種類が記載された領収書を添え、令和7年3月31日までに市長に請求するものとする。

2 市長は、支給請求書を審査し、支給の決定をしたときは、その日から起算して30日以内に、請求者に対し個人負担金相当額を支払う。

(クーポン券の返還等)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為によって、本要綱によるクーポン券を入手し、利用した者がいるときは、その者からクーポン券及び負担した金額の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

年齢	生年月日
40歳	昭和58(1983)年4月2日～昭和59(1984)年4月1日

様式第1号（第9条関係）

加古川市肝炎ウイルス検診費支給請求書

フリガナ		生年 月日	昭和 年 月 日	番号	
受診者名					
申請理由	1 下記の検診をすでに受診し、個人負担金を負担したため 2 その他（ ）				
受診年月日	受診医療機関	検診の種類		請求額	
年 月 日	加古川総合保健センター	肝炎ウイルス検診		1,000円	
肝炎ウイルス検診費を請求します。			合計請求額	1,000円	
添付書類 <input type="checkbox"/> 肝炎ウイルス検診無料クーポン券 <input type="checkbox"/> 領収書 年 月 日 加古川市長 様 請求者（受診者） 郵便番号（ - ） 住所 _____ 氏名 _____ 電話（ - - ）					
振込先 金融機関	銀行 信用金庫 農協 ()	本店 支店 出張所 ()	フリガナ		
口座番号	普通・()		名義人		